

## 第3章 施策の具体的な展開

### 政策 子育てが楽しくなるまちづくり

#### 施策1 支援が必要な子どもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる

##### 現 状

平成27年度に沖縄県が実施した「沖縄県子どもの貧困実態調査」において、沖縄県の子どもの貧困率は29.9%となっており、およそ3人に1人が貧困状態にあるという結果になっています。この数値は全国平均の1.8倍であり、沖縄の子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されかねない現状が浮き彫りになりました。平成30年度に実施された沖縄県小中学生調査において、子どもたちの置かれた経済状況は、平成27年度より改善しているものの、依然として貧困率は全国に比べ高いままとなっています。

貧困が子どもの学習の機会を制限することがないよう、子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、ひとりひとりの子どもに寄り添い、家庭の状況を把握し、必要な支援が届くような環境づくりが必要です。平成28年度からは、市内17中学校区(小中学校計53校)に子ども寄添支援員<sup>注1</sup>を配置し、児童生徒を取り巻く環境に働きかけることで課題の緩和を図っています。子どもの貧困対策には、就学援助や奨学金、支援員の配置の他、居場所づくりや学習支援など、それぞれの関係機関が連携し、子どもたちの状況に応じた適切な支援が求められています。

本市では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者へ給食費、学用品費、修学旅行費等を援助する「就学援助制度」を実施しており、平成30年度からは、翌年度小学校入学予定の保護者に対しランドセル等を購入するための小学校入学準備金支給も実施しています。

また、県内の大学等に進学を希望し、成績が優秀で修学する意欲があるにもかかわらず経済的な理由で進学が困難な者に対し支援を行う「給付型奨学金制度」を平成30年度に創設しました。今後、経済的な理由により進学を諦めることなく自立して修学ができるよう、制度の周知を図り支援を行っていく必要があります。

---

<sup>注1</sup> 子ども寄添支援員(スクールソーシャルワーカー)

児童生徒の抱える問題に対し、学校や保護者、関係機関と協力しながら課題の緩和を図る福祉の専門職。本市では各中学校区に配置しており、貧困家庭にある児童生徒の実態を把握し各関係機関と連携し支援を行う。

# 1 経済的な支援による育ちの応援

## 課 題

### (1) 学校や関係機関と連携した子どもの貧困対策の推進

経済的に困窮している世帯への支援にあたっては、市長部局や関係機関等と連携して取り組む必要があります。

## 具体的な取組

### (1) 就学援助制度の周知の促進

経済的に困窮している世帯への支援として、引き続き就学援助制度の周知を図り、支援を必要とする世帯が漏れなく制度を利用できるよう努めます。また、福祉部やこどもみらい部など市長部局や関係機関等と連携しながら子どもの貧困対策を推進します。

就学援助を受けた児童生徒数(令和2年度那覇市の教育より)

○ 小学校	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)
要保護	429	428	405	368	347
準要保護	4,331	4,387	4,412	4,429	4,291
合計	4,760	4,815	4,815	4,797	4,638
児童数	19,930	19,935	19,869	19,779	19,641
認定率	23.90%	24.20%	24.20%	24.30%	23.60%
申請者数	5,283	5,470	5,788	5,754	5,685
申請率	26.50%	27.40%	29.10%	29.10%	28.90%

○ 中学校	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)
要保護	275	245	259	240	240
準要保護	2,594	2,502	2,463	2,417	2,347
合計	2,869	2,747	2,747	2,657	2,587
生徒数	9,320	9,141	9,029	8,872	8,828
認定率	30.80%	30.10%	30.40%	29.90%	29.30%
申請者数	3,135	3,098	3,192	3,149	3,067
申請率	33.60%	33.90%	35.40%	35.50%	34.70%

※ 認定率とは全児童数または全生徒数に占める就学援助を受けた児童生徒の割合です

※ 申請率とは全児童数または全生徒数に占める就学援助を申請した児童生徒の割合です

## 2 こどもや保護者のそれぞれに適した支援の実施

### 課 題

#### (1) 個々の状況に応じた適切な支援体制

家庭の状況にかかわらず、すべての子どもが安心して生活できるよう、支援員の配置や居場所づくり、個々の状況に応じた適切な支援体制が求められています。

### 具体的な取組

#### (1) 子どもや世帯の状況把握と関係機関へのつなぎ

支援が必要な子どもや世帯の状況を把握するため、子ども寄添支援員を配置し、子どもの居場所づくりや関係機関へのつなぎなど制度の周知と利用に努めます。また、学校や福祉部をはじめとする関係機関と連携して適切な支援を行っていきます。

## 施策の指標

### ○ 経済的な支援による育ちの応援

就学援助申請率(小学校)(%)

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
28.9%	28.9%	28.9%

就学援助申請率(中学校)(%)

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
34.7%	34.7%	34.7%

## 政 策 自らの力で未来を拓く子ども達を応援するまちづくり

### 施策2 自ら学び心豊かに成長する子どもを応援するまちをつくる

#### 現 状

社会が劇的に変化し先行き不透明な時代だからこそ、人材育成の基盤である義務教育は一層重要な意義をもちます。義務教育の目的・目標を達成する観点から、義務教育以降の教育の基礎を培う幼児期の教育から、義務教育終了までの12年間を連続した教育課程として捉えることで、子どものキャリアの形成を図り、自らの力で生き方を選択していくことができるように、子ども・学校・地域の実情等を踏まえて、具体的な取組の内容の質を高める必要があります。

本市では、子どもが安心して豊かな学校生活を送れるよう、本市の特色である小中一貫教育を柱に、保幼小が円滑につながり、幼児教育から義務教育の継続的・計画的な学習指導、生徒指導を行い、学力向上や問題行動等への取組を行っています。

学力向上については、「わかる授業」の実践に向けた取組により、平成31年度の全国学力・学習状況調査において、本市小学校の平均正答率は、全国レベルを維持し、中学校においても全国平均との差が縮まってきています。今後、学校現場に一人一台端末環境を整備することで、多様な個性をもつ児童生徒を誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びや、創造性を育む学びを進めることが求められています。

また、本市では、教員を対象とした法定研修や経年研修、その他諸講座等の実施を通して、学力向上や問題行動等の改善への取組、教員の資質向上に努めています。

なお、本市の生徒指導上の課題のひとつである不登校について、そのきっかけや継続理由は様々です。理由に応じた働きかけを行い、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す支援が必要となっています。

さらに、子どもたちが健やかに成長していくためには、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠等、生活リズムの確立が大切です。子どもの基本的な生活習慣を形成し、確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成のため、家庭・地域と協力しながら取り組む必要があります。また、部活動の指導者等と望ましい運動のあり方について共通の理解を図ることが望まれています。



小中一貫教育での小中学生の合同体験

#### 注1 小中一貫教育

那覇市の小中一貫教育では、各学校で定めた教育目標等を共有し、義務教育9年間を見通した連続性のある学びの中で、小中学校の教職員が一体となって学習指導や生徒指導等に取り組んでいる。小中一貫教育を通して、義務教育9年間を修了するにふさわしい学力の育成、豊かな人間性や社会性の育成、中学校入学時の不安解消を図る。

# 1 学力向上の推進



## (1) 学力の向上

- ① 平成 31 年度(令和元年度)の全国学力・学習状況調査における本市と全国の平均正答率を比較すると、小学校では全ての教科で全国平均を上回っています。中学校では全国平均に近づきつつあります。今後も更に授業改善を図り、小学校では全国レベルを維持すること、中学校では全国レベルに引き上げることが求められています。

全国学力・学習状況調査 正答率の全国との差

年度	総合正答率		小学校				中学校				
	小学校	中学校	国A	国B	算A	算B	国A	国B	数A	数B	英語
H27	4.4	-3.3	2.6	5.5	5.0	4.6	-3.0	-1.4	-4.2	-4.7	/
H28	3.5	-2.2	2.9	3.2	4.3	3.4	-2.2	0.4	-4.2	-2.8	
H29	2.6	-2.1	0.2	2.5	3.4	4.1	-2.4	-2.2	-1.6	-2.1	
H30	3.3	-2.8	0.3	4.3	4.5	4.5	-3.1	-0.2	-3.1	-3.9	
H31 <small>(令和元年度)</small>	/		国 6.2		算 3.4		国 -2.8		数 -3.8		-3.0

※ 平成 31 年度より出題形式が変更となり、A(知識)・B(活用)問題の一体化、中学校では英語が調査科目に加えられました

- ② 中学2年生対象英語力判定調査(英検 IBA 使用、令和元年 5 月実施)では、英検 5 級レベル(中1修了程度)以上生徒数率 98.9%、英検4級レベル(中 2 修了程度)以上生徒数率 58.4%です。教科として位置づけられた小学5・6年生の外国語科における指導と評価のあり方等を理解し、指導の工夫・改善を図ることが必要です。中学校においては小学校の外国語教育を踏まえた指導と更なる言語活動の充実が求められています。
- ③ 本市が実施している生活習慣に関する調査(令和元年 6 月実施)によると、児童生徒の家庭学習時間(学習塾での勉強を含む)は、小学生で 30 分未満が 13.3%、中学生で 1 時間未満が 40.8%となっています。家庭学習時間の増加・習慣化に向けた取り組みが必要です。

児童生徒の生活習慣に関する調査(令和元年 6 月実施 児童生徒の家庭学習時間)

1日あたりの	3時間以上	2時間~3時間	1時間~2時間	30分~1時間	30分未満
家庭学習時間 (月~金)	(小)11.5%	(小)16.7%	(小)29.7%	(小)28.3%	(小)13.8%
	(中)10.3%	(中)20.7%	(中)28.2%	(中)21.9%	(中)18.9%
1日あたりの	4時間以上	3時間~4時間	2時間~3時間	1時間~2時間	1時間未満
	(小) 6.7%	(小) 7.1%	(小)13.1%	(小)26.4%	(小)46.9%
家庭学習時間 (休日)	(中) 5.1%	(中) 6.2%	(中)15.5%	(中)29.2%	(中)44.0%

## (2) 幼児教育から義務教育を通じた継続的・計画的な指導

- ① 幼児期の生活や遊びを通して学んだ力を小学校教育へ円滑に移行していくことが重要であり、集団の適応に関わる問題への対応等、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた「保幼こ小連携」のあり方を充実させ、小1プロブレム<sup>注1</sup>に対応する必要があります。
- ② 学力の向上、豊かな人間性・社会性の育成及び中学入学時の不安の解消を図るため、平成24年度から取り組んでいる本市の小中一貫教育を通して、学習面や生活面での改善などの一定の成果をあげることができました。今後は各小中学校がそれぞれの特色を生かしたうえで、「自分事」として小中一貫教育の取組を進めていくことを目指しています。そのためには、全ての教員が学年や教科に関わらず同じ視点を持って取り組んだり、児童生徒が主体的に取り組んだりすることが必要です。

## (3) 多様な人材の活用による児童生徒への支援

学習面で不安がある児童生徒、外国籍や帰国直後で日本語指導が必要な児童生徒が増加し、その支援が必要となっていることから、こうした児童生徒に個別に対応できる人材の確保が必要となっています。

### 具体的な取組

#### (1) 学力向上に関する取り組みの強化

- ① 基礎的・基本的な知識や技能を習得させ、思考力・判断力・表現力を育成するために、「わかる授業」づくりの実践に努めます。そのために、教育委員会による各学校への計画訪問の際、授業後の教科部会において助言を行います。また、校内研修や小中一貫合同授業において、学習内容の系統性、指導と評価の一体化を意識した授業づくり、諸調査結果分析を踏まえた指導助言などを行うことで、教科部会の活性化を図ります。
- ② 簡単な情報や考えなどを理解し、表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成するために、外国語によるコミュニケーションにおける見方考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動の充実に努めます。また、国際化が進む社会に対応できるよう、国際理解教育<sup>注2</sup>を推進します。
- ③ 授業とリンクした宿題の与え方や発達の段階に応じた家庭学習の方法や内容の充実を図るとともに、保護者の理解と協力を得られるよう働きかけ、家庭学習時間の増加・習慣化を図ります。

---

<sup>注1</sup> 小1プロブレム

小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞けないなどの状況が数か月間継続する状態のこと。

<sup>注2</sup> 国際理解教育

異文化交流会等を通して、異文化に対する関心や理解を深め、コミュニケーションへの積極的な態度及び能力を育む。

## (2) 幼児教育と小学校教育の連携推進、小中一貫教育の推進に向けた計画及び実施

- ① 幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るためスタートカリキュラム<sup>注1</sup>の作成や各地域のこども園、保育所、私立幼稚園等を含めた幼児教育の関係者と小学校等の関係者による「小学校区保幼こ小連絡協議会<sup>注2</sup>」の充実に取り組みます。
- ② 義務教育9年間の育ちを見通した小中一貫教育をとおして、各中学校グループが教科を横断した共通の「学習テーマ」を掲げ、小・中合同授業研究会や合同研修会における授業研究や、主体的な児童会・生徒会活動、学級活動の工夫に取り組みます。



小学校区保幼こ小連絡協議会



小中学校教職員の合同研修会

## (3) 個に応じた支援の充実

- ① 学習面に遅れがみられる児童生徒に対して、学習支援員や退職教員の学校教育支援ボランティア等を活用し、個に応じた支援の充実に取り組むことで学力の向上を図ります。
- ② 日本語指導が必要な外国人や帰国児童生徒の在籍する学校に対し、学習面や生活面の相談ができる指導協力者を派遣するなどし、児童生徒の新しい環境への適応を図ります。

---

### 注1 スタートカリキュラム

「小学校学習指導要領解説生活編」の中で示された、幼児期の学びから小学校教育への円滑な接続を目的としたカリキュラム編成の工夫のこと。生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うことが求められている。

### 注2 小学校区保幼こ小連絡協議会

子どもの発達や学びの連続性等について保育士・保育教諭・幼稚園教諭・小学校教諭等が相互理解を深め、幼児教育の充実及び乳幼児教育から小学校教育への確かなつなぎをめざすため、年に2回の保幼こ小合同研修会(5月全体会 6月～7月各小学校区)と、年に1回の連絡協議会(2月～3月)を開催している。

## 2 防災教育、キャリア教育、人権教育等の充実及び不登校児童生徒の支援

### 課題

#### (1) 安全安心な学校づくり

安全・安心な学校づくりのため、不審者対応の取り組みに加え、火災・地震・津波を想定した防災教育を実施していますが、災害時に自分の身を守りつつ、自分にできることを考え行動するなど、学校生活以外の場面でも災害に対応できるよう取り組む必要があります。



学校内のJアラート戸別受信機

#### (2) キャリア教育の推進

キャリア教育<sup>注1</sup>が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや自己の生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たしていきます。

キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから、職場体験活動などの固定的な活動だけにならないようにしていきます。

また、学校教育を学校内に閉じず、保護者や地域、企業等に対してキャリア教育への理解を促進し、効果的に連携することで、「社会に開かれた教育課程<sup>注2</sup>」を重視しながらキャリア教育の充実を図り、目的意識をもって主体的に生きることが出来る自立した社会人に向けての育成を図ります。

---

#### 注1 キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育のこと。また、キャリア教育は特別活動を要として学校教育のあらゆる機会を通じて行い、充実を図る。沖縄県においては「目的意識を持ち、様々な人と協働し社会を支える自立した人材の育成」を目標に掲げている。

#### 注2 社会に開かれた教育課程

学校が社会や地域とのつながりを意識する中で、社会の中の学校であるためには、教育課程もまた社会とのつながりを大切にする必要がある。これからの教育課程には、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されている。

(「文部科学広報」2015年10月号 ～「社会に開かれた教育課程」を目指して～ より抜粋)

### (3) 道徳教育と人権教育等の充実

- ① 「特別の教科 道徳<sup>注1</sup>」について、年間 35 時間の授業時数を確保する必要があります。また、授業の質に関しては児童生徒が考え、議論し、考えを深めるような学習指導を工夫する必要があります。
- ② 学校の教育活動全体を通して、人権意識を高め、お互いの個性を尊重するよう促し、いじめ防止等に取り組む必要があります。
- ③ 戦後 70 年以上を経て、戦争体験者である語り部の方が少なくなっている現状において、今後の平和教育の充実を図る必要があります。
- ④ 平成 28 年 6 月から、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられました。今後は、教育活動全体を通して、児童生徒に対する主権者意識の醸成に向けた取り組みを充実させる必要があります。
- ⑤ 「性の多様性」についての理解と児童生徒への配慮及び適切な対応についての理解を深める必要があります。

### (4) 不登校児童生徒等への対応及び支援

- ① 本市の小中学校における不登校率(児童生徒 1,000 人当たりの出現率)は、全国平均を上回っています。特に、小学校の不登校率増加に伴い、不登校の低年齢化や長期化の傾向が見られます。その減少に努めるとともに、小学校の段階から社会的自立に向けた学びの意欲を持たせる支援に取り組む必要があります。また、中学校の不登校に占める遊び・非行傾向の割合は減少しているものの、いまだに全国平均の約 3 倍にあるため、その減少に努める必要があります。
- ② 沖縄県の非行少年の検挙・補導件数は減少傾向にありますが、令和元年における全刑法犯検挙・補導人員に占める少年の割合は 17.1%で、全国平均 13.1%より高く、特に深夜徘徊による補導の割合が補導件数全体の 53.3%と依然高い状況にあります。そのため、日中及び夜間の街頭指導・巡回で出会う子どもたちに寄り添い、声かけを行う必要があります。

---

注1 特別の教科 道徳

道徳教育は、生徒の人格の基盤となる道徳性を養う重要な役割があるが、道徳教育そのものを忌避しがちな風潮があること、他教科等に比べて軽んじられていることなど、多くの課題が指摘されていた。これらの課題を改善するため、道徳の授業を教科化し、教科名を「特別の教科 道徳」と改め、教科書の無償配付、評価の導入等がなされた。

## 具体的な取組

### (1) 危機管理マニュアルの見直しと防災教育の実施

不審者対策や火災・地震・津波時における防災体制や避難方法などに関する危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、地震・津波等を想定した防災訓練を実施することで、各こども園・小中学校において、連携した防災教育を充実していきます。また、どんな時どんな場所でも災害に対応した安全行動がとれるよう、防災教育を実施していきます。



### (2) 効果的なキャリア教育の実施

#### Web 会議システムを使用した防災訓練

キャリア教育の一環として各小学校、中学校で実施している職場見学や職場体験活動を充実させる必要があります。キャリア・パスポート<sup>注1</sup>の活用等、保護者や地域、企業等に対してキャリア教育への理解を促進し、職場体験学習のフィードバックを行うなど、効果的に連携することでキャリア教育の充実を図り、主体的に生きることができる自立した社会人に向けての育成を図ります。

### (3) 道徳教育、人権教育及び平和教育の充実

- ① 「道徳」が教科化され、「特別の教科 道徳」と名称が変わり、教科書に基づいて授業が行われるのを受け、学習指導要領の趣旨を生かした各種研修会の取り組みを充実させます。
- ② 児童生徒の人権意識の高揚を図るとともに、全ての子どもが自分を大切に、自分らしく生きるための偏見差別のない教育を推進します。また、「那覇市いじめ防止基本方針」に基づき、各小中学校での組織的取組を充実させ、いじめ防止の徹底を図ります。
- ③ 平和教育担当者の研修会を計画的に実施するなかで、戦争体験者である語り部の方から体験談を聞くことや平和関連施設を見学することなどを通して、各学校における平和教育の充実を図ります。
- ④ 各学校において、社会科の学習をはじめ教育活動全体を通して主権者教育に取り組むことにより、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を育成します。
- ⑤ 「性の多様性を尊重する都市・なは」の宣言を受け、性の多様性に配慮し、誰もが自分らしくあることの大切さについての理解を深めていきます。

<sup>注1</sup> キャリア・パスポート

児童生徒が小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫された教材のこと。

#### (4) 子どもたちの精神的なケア体制の整備による不登校対策等の充実

- ① 小中学校の不登校への対応について協議する「不登校等対策委員会」を設置し、「不登校・問題行動等の状況把握学校訪問」「不登校対策研修会」「なは市登校支援リーフレット」などの不登校対策事業が有機的に機能するよう推進していきます。
- ② 不登校等の様々な悩みを持つ児童生徒、保護者及び教師に対して、心理士等による教育相談及び支援を行い、登校復帰や社会的自立につなげていきます。さらに、教職員のメンタルヘルス相談、校内研修等への職員派遣も行います。
- ③ 心理的・情緒的不安等が要因で登校できない子どもたちが、安心して過ごせる継続的な活動の場を提供し、主体性や社会性の育成及び対人関係能力の向上を図り、社会的自立を促進していきます。
- ④ 遊び・非行傾向や不登校が長期化している児童生徒に対して、体験活動等を通して日中の教育的な活動の場を提供し、将来の社会的自立に向けた支援を行っていきます。
- ⑤ 不登校児童生徒等や過卒生で高校進学希望を抱いている青少年に対しては、学習支援を行い、高校進学への意欲を持たせるなど、社会的自立を促します。
- ⑥ 児童生徒の「遊び・非行」による不登校等の問題行動への対策・対応として、本市では独自に「生徒サポーター」を各中学校に派遣し、相談、学習支援、体験活動等の生徒支援を通して、学校内での居場所づくりに努めます。
- ⑦ 小中学校の生徒指導主事による生徒指導主事連絡協議会を開催し、情報交換を行い、児童生徒の問題行動等の未然防止を図ります。
- ⑧ 青少年の問題行動がよく見られる繁華街、公園、ゲームセンター、カラオケボックス、学校周辺の溜まり場等を巡回して、徘徊する青少年への「声かけ」を行い、帰宅を促します。必要に応じて関係機関と連携し、非行の未然防止や早期対応に努め、深夜徘徊による青少年の補導件数減少につなげます。
- ⑨ 教育相談支援員を全小中学校に配置し、不登校及び不登校傾向の児童生徒や保護者の相談・支援に取り組みます。支援員を対象に研修会を実施し、不登校の現状、未然防止、対応等について、情報交換や助言を行います。また、学校の教育相談担当や生徒指導主事がコーディネーターとなり、「チーム学校<sup>注1</sup>」として機能できるよう支援します。



街頭指導でのゲームセンター巡回

<sup>注1</sup> チーム学校

いじめや不登校、特別支援教育、貧困など子どもや家庭の多様な課題や、教員の多忙化への対応のために、これまで教員が中心となって担ってきた仕事を、専門スタッフや事務職員らと連携・分担して対応する体制。平成27年、中央教育審議会が答申した。

### 3 特別支援教育に関する支援の充実

#### 課題

#### (1) 特別な支援を要する児童生徒への対応

特別な支援を要する児童生徒に対しては、個別の教育支援計画や指導計画の作成等、きめ細やかな指導や対応が必要です。



特別支援教育補助員の研修会

#### 具体的な取組

#### (1) 特別支援教育に関する支援の充実

特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援教育補助員の活用や校内の支援体制の充実を図るとともに、全ての教師が、特別な支援を要する児童生徒に適切に対応できる研修機会の充実を図ります。

### 4 生活リズム確立の推進

#### 課題

#### (1) 家庭における子どもの生活リズムの確立

子どもたちが健やかに成長していくためには、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠が大切です。しかし、生活習慣に関する調査によると、本市の児童生徒は、就寝時間が遅い傾向にあります。また、朝食の摂取については改善が図られてきましたが、栄養のバランスがとれていない児童生徒が半数以上を占めています。基本的な生活習慣の乱れは、学習意欲や体力、気力低下の要因の一つとなっているものと考えられ、このような状況の改善を図るため、「早寝・早起き・朝ごはん」「食べて 動いてよく寝よう」を推奨し、基本的な生活習慣の重要性について、学校・家庭・地域と連携・協力した取組が重要となります。

児童生徒の生活習慣に関する調査(令和元年6月 児童生徒の就寝時間と朝食摂取率)

	午後9時より前	午後9時～9時半より前	午後9時半～10時より前	午後10時～11時より前	午後11時以降
普段(月～金)の就寝時間	(小)15.2%	(小)27.7%	(小)26.3%	(小)21.7%	(小)9.1%
	(中)2.8%	(中)11.3%	(中)35.6%	(中)32.0%	(中)18.3%
朝食を毎日食べている児童生徒	毎日食べている	ほぼ毎日食べている	食べない日がある	食べない	
	(小)83.3%	(小)12.6%	(小)3.3%	(小)0.8%	
	(中)77.9%	(中)14.1%	(中)5.5%	(中)2.5%	

## (2) 携帯電話・スマートフォン利用に関する保護者等との連携

児童生徒の携帯電話・スマートフォン利用については、生活リズムに与える影響が大きいことから、学校、保護者、市PTA連合会、警察等が、相互に十分連携を取りながら対応することが必要です。

## (3) 食育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康安全教育

- ① 児童生徒の健やかな成長のために、望ましい食習慣の確立を促す必要があります。
- ② 喫煙や飲酒、薬物などの健康への影響についての理解を深めさせる為、学校や関係機関が協力し指導していくことが必要です。

## 具体的な取組

### (1) PTA との連携による生活リズム確立の促進

- ① 沖縄県教育委員会では、家庭での教育を中心に、地域・学校が連携して子どもの健やかな成長を目指す「家(や)～なれ～運動<sup>注1</sup>」を実施しています。本市においても、PTAと連携して取り組み、食事・運動・睡眠のバランスの取れた生活リズムの確立を促します。また、これに関連して、平成17年度から本市が取り組んでいる夜遊び防止のための「Go家(ゴーヤ)運動<sup>注2</sup>」により、早めの帰宅を呼びかけていきます。
- ② 本市が実施している基本的な生活習慣に関する調査や他機関の実施する子どもの生活実態に関する調査の結果を分析・活用し、小学校低学年は9時半までの就寝を推奨するなど、基本的な生活リズムの確立に努めます。

### (2) 携帯電話・スマートフォン利用実態の把握及び保護者等との連携による指導

児童生徒の携帯電話・スマートフォン利用実態の把握に取り組みます。これからも、学校、保護者、市PTA連合会、警察等と連携し、子どもたちの生活リズムや情報モラルについての現状の共通理解を図り、指導に取り組みます。

---

#### 注1 家(や)～なれ～運動

基本的な生活習慣の確立や規範意識の向上など、家庭教育の力の改善充実を図る事業の1つとして、沖縄県家庭教育支援推進計画を推進している。

「家(や)～なれ～」とは、「家庭でのしつけや習慣が、外に出たときのかがみ(鑑)になる」という意味のウチナーグチ「や～なれ～る ふかなれ～」から。

#### 注2 Go家(ゴーヤ)運動

Go家(ゴーヤ)運動は、平成17年度より那覇市教育委員会で取り組んでいる児童生徒の健全育成を目的とする夜遊び防止運動。

Go家(ゴーヤ)とは英語の「GO」とウチナーグチの「家」(ヤー)を掛け合わせた言葉で、家に帰ろうと早めの帰宅を呼びかける。

### (3) 食育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康安全教育の充実

- ① 学校では、子どもの健康を増進させるための「食に関する教育」の計画が立てられています。栄養教諭等との連携を図り、健康教育副読本「くわっちーさびら」を活用した食の指導の充実に努めます。
- ② 学校では、喫煙や飲酒による健康への影響について理解を深める指導が実施されています。この指導を継続するとともに、年々変化する薬物の実態を捉え、専門家を講師に招いての「薬物乱用防止教室」や保健体育の時間での指導等により、児童生徒への注意喚起に努めます。

## 5 教師の指導力向上のための研修機会の充実



### (1) 教材研究の時間の確保

教師は、日常の授業や校務のほか、部活動や生徒指導、保護者への対応等で業務が多忙化しています。教師が教材研究するための十分な時間の確保が必要です。

### (2) 教師の研修機会の充実

これからの学校には、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる児童生徒を育成することが求められています。そして、児童生徒一人一人に、生きる力の基礎となる資質・能力を育むためには、教師自身も高い資質・能力を持ち、教育実践を行うことが必要となります。全ての教師に、授業力や指導力向上を目指した研修会への参加が求められていますが、週行事の会議や学校行事などが多くあることから、研修への参加機会が少ない現状にあります。

### (3) 情報活用能力育成の支援のための機器整備と ICT 研修の充実

文部科学省より示された情報活用能力の育成のため、児童生徒に対して情報機器を効果的に活用できる環境の整備が必要となります。また、教員の ICT<sup>注1</sup>研修を通して、ICT 機器を活用した指導ができるように研修を充実させていく必要があります。

---

<sup>注1</sup> ICT

「Information and Communication Technology」の略。「情報通信技術」や「情報コミュニケーション技術」と訳される。平成 29 年 3 月に告示された新学習指導要領では、ICT 機器を活用した学習やプログラミング教育の推進等 ICT 教育の充実が求められている。

## 具体的な取組

### (1) 教材研究の時間確保に向けた授業以外の負担軽減

教材研究の時間を確保するために、各学校における行事等の精選、会議の整理統合、部活動の適正な時間管理に取り組みます。また、生徒指導などの課題に対しては、関係機関との連携や学校全体としての組織的な対応を行うほか、部活動における外部人材の活用等によって、教師の負担感の軽減に努めます。さらに学年会、教科会の活性化でより良い授業づくりができる教材研究体制の構築を図ります。

### (2) 教師の研修機会の充実に向けた働きかけ

児童生徒一人一人に、生きる力の基礎となる資質・能力を育むために、教師が教育の課題や方向性を共有するとともに、実践的な授業力・指導力の向上を図る研修会や講座等の充実に取り組みます。また、多くの教員が参加できるようにするため、校長連絡協議会や教頭連絡会等において、研修の積極的な活用と教師の参加への配慮を依頼します。

### (3) ICT研修の充実に向けた働きかけ

授業中にICTを活用した授業展開ができる教員育成のために、ICT 情報教育指導員の委嘱と ICT 教育推進部会の設置を行い情報教育の研修会を実施します。さらに、情報教育研修会やインストラクター派遣事業等により、各学校のICT活用に関する充実を図ります。

## 6 ICT 教育の充実

### 課題

#### (1) ICT機器の効果的な活用

国の「GIGA スクール構想の実現」に基づき、子どもたちの資質・能力を確実に育成できるよう、本市においても、一人一台のタブレット端末と小中学校の Wi-Fi 環境を一体的に整備しています。ICT 機器を授業に取り入れることで、教師が授業内容を視覚的に分かりやすく伝えることや、検索や編集機能等を利用して子どもたちが能動的に学習を進めるなど、ICT機器の効果的な活用について引き続き研究する必要があります。

## 具体的な取組

#### (1) ICT機器の整備と活用

電子黒板やタブレット端末等を効果的に活用することで、教員は児童生徒の一人ひとりの反応を把握しながら授業を行うなど、児童生徒の学びを主体的・対話的で深いものとするのが可能になります。教員に対して研修や効果的な活用方法などの情報を提供するなどし、授業だけでなく教育活動全体を通して ICT 教育の充実に努めます。

## 施策の指標

### ○ 学力向上の推進

全国学力・学習状況調査における全国正答率との差(中学校 国語・数学)

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
国語 -2.8 ポイント 数学 -3.4 ポイント	国語 0 ポイント 数学 0 ポイント	国語 0 ポイント 数学 0 ポイント

「学校生活が楽しい」と答えた児童生徒の割合

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
小学校 60.3% 中学校 57.8%	小学校 65.0% 中学校 60.0%	小学校 68.0% 中学校 62.0%

### ○ 防災教育、キャリア教育、人権教育等の充実及び不登校児童生徒の支援

「人権を考える日」の取り組みを実施している学校の割合

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
100%	100%	100%

相談機関等に繋がっていない不登校児童生徒の割合

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
小学校 23.7% 中学校 20.2%	小学校 20.0% 中学校 17.0%	小学校 18.0% 中学校 15.0%

## ○ 生活リズム確立の推進

6時半までに起床する児童生徒の割合

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
小学校 39.2% 中学校 29.3%	小学校 45.0% 中学校 35.0%	小学校 50.0% 中学校 40.0%

朝食を毎日摂取する児童生徒の割合

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
小学校 86.7% 中学校 75.6%	小学校 88.0% 中学校 80.0%	小学校 90.0% 中学校 85.0%

## ○ 教師の指導力向上のための研修機会の充実

研修に参加した教員の満足度

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
93%	94%	96%

## ○ ICT教育の充実

授業にICTを活用して指導することが「できる」または「ややできる」と回答した教員の割合

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
75.5%	77%	79%

## 政 策 自らの力で未来を拓く子ども達を応援するまちづくり

### 施策3 学校施設の補修・整備をすすめ、安全安心な教育環境があるまちをつくる

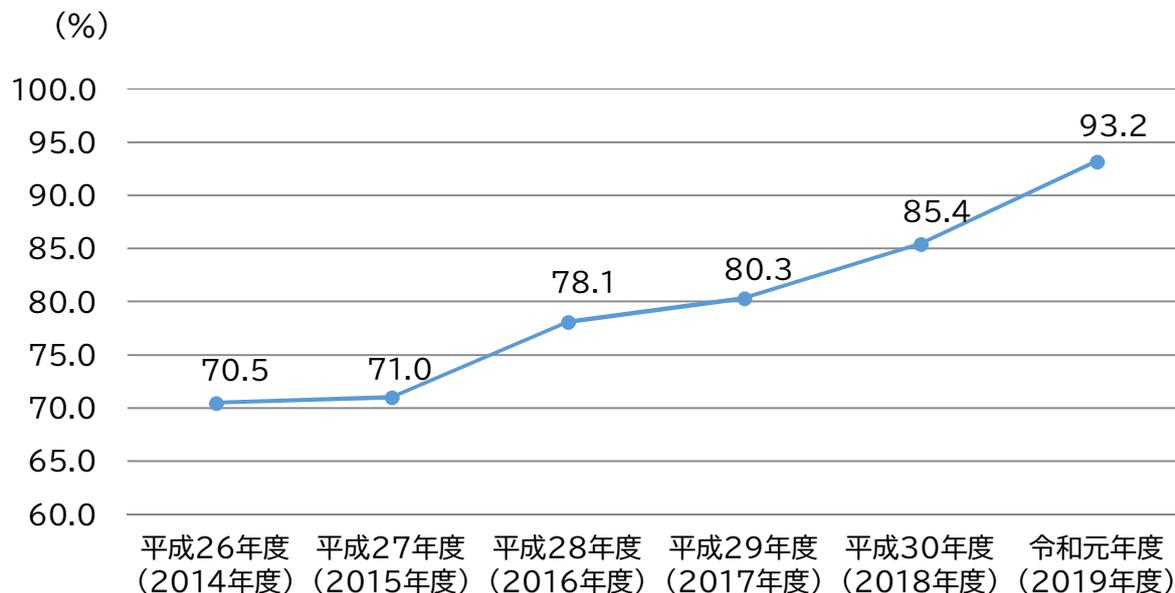
#### 現 状

学校施設は、児童生徒の学習の場、生活の場であるとともに、地域の交流の場でもあります。さらには地震等災害時における地域の避難拠点としての役割も担っていることから、その安全性を確保することが求められています。老朽化した校舎の改築等を順次進めているところですが、現状では、新耐震基準<sup>注1</sup>に適合していない校舎などの棟数の割合が、小中学校で6.8%残存しています(令和2年3月末現在)。

また、学校用地の一部は個人有地を賃借しており、昭和58年度から年次的に借用校地の購入を行っています。

学校給食施設については、現在、単独調理場13カ所、小規模センター9カ所、大規模センター3カ所で、那覇市立小中学校53校に給食を提供しております。学校内で自校分を調理する単独調理場のうち、老朽化した調理場については、建て替えによる小規模給食センター化を進めております。

#### 小中学校耐震化率の推移



※ 数値は全てその年度の3月末時点のものです

<sup>注1</sup> 新耐震基準

昭和56年の建築基準法の改正において示された、地震に対する建築物の新しい構造基準のこと。

## 1 学校施設の耐震化に向けた改築・耐震改修

### 課 題

#### (1) 学校施設の耐震化の早期完了

これまで、新耐震基準の適用以前に建設された校舎等の改築及び耐震改修を推進してきましたが、新耐震基準に適合していない校舎等が、小中学校で全 220 棟中 15 棟あります（令和 2 年 3 月末現在）。安全安心な教育環境の確保のため、全ての老朽校舎等の耐震化を早期に完了させる必要があります。



校舎改築(石嶺小学校)



耐震改修(城岳小学校)

### 具体的な取組

#### (1) 学校施設の耐震化に向けた改築等

学校施設の整備にあたっては、本市の財政計画や上位計画との整合性を図りながら、全ての老朽校舎等の耐震化に向けた改築事業を推進します。

改築工事を予定している事業(令和 2 年 5 月末現在)

○ 令和 3 年度

若狭小学校校舎、高良小学校屋内運動場、石嶺小学校屋内運動場、  
垣花小学校屋内運動場、開南小学校屋内運動場

○ 令和 3 年度～令和 4 年度

天妃小学校校舎、識名小学校校舎及び屋内運動場、  
与儀小学校校舎及び屋内運動場

○ 令和 4 年度～令和 5 年度

若狭小学校屋内運動場、古蔵小学校屋内運動場、松川小学校屋内運動場、  
松島中学校屋内運動場

## 2 学校施設の維持管理や整備の強化及び長寿命化対策

### 課題

#### (1) 学校施設の安全かつ適切な教育環境確保のための維持管理・更新等

- ① 学校施設は常に安全性を確保することが求められています。そのため、学校施設の安全点検を強化し、危険性のある箇所の的確な把握に努め、適切な補修等を速やかに行う必要があります。
- ② 不具合が発生した都度対応する事後保全では適切な教育環境の確保が難しいため、計画的な改修・更新を行う必要があります。

### 具体的な取組

#### (1) 学校施設の維持管理や整備の強化及び長寿命化対策

- ① 学校施設の安全点検を日常的に実施し、安全性確保のための修繕を速やかに行います。修繕にあたっては、各学校との連絡調整を密に行い、緊急性の高いものについては、優先的に実施します。また、小規模修繕等については、環境整備員の派遣により迅速に対応します。
- ② 学校施設を長期にわたって使用できるよう、予防保全を行いながら良好な教育環境の維持・向上を図ります。また、那覇市学校施設等長寿命化計画に基づき、計画的な改修・更新を行い、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び各年度における予算の平準化に取り組むとともに、学校施設に求められる機能・性能の確保との両立を図ります。



外壁改修前と外壁改修後(泊小学校)

### 3 借用校地の購入

#### 課題

##### (1) 借用校地の購入

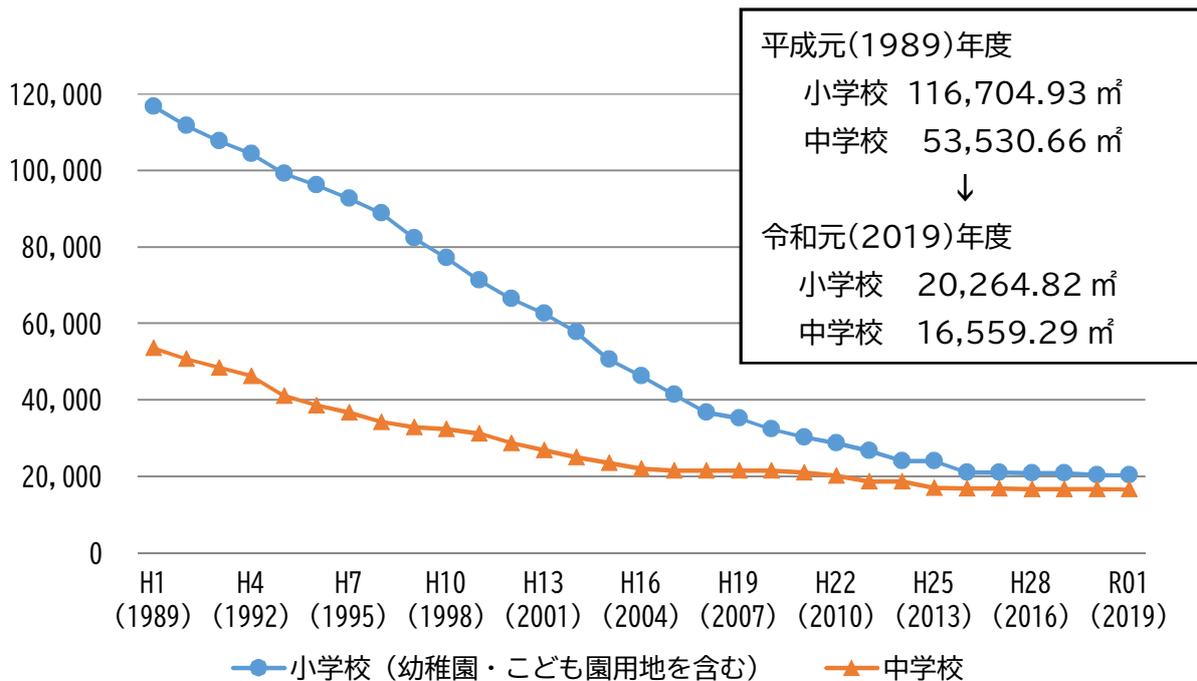
令和2年3月末現在、小学校 10 校、中学校5校の用地の一部に個人有地があるため賃借料を支払っており、その合計面積は約3万7千㎡です。これは、当該 15 小中学校用地面積の 14.1%、全 53 小中学校用地面積の 3.7%にあたります。賃借料に係る市の財政負担軽減及び学校施設の管理の安定化のためには、今後も個人有地の購入を継続していく必要があります。

#### 具体的な取組

##### (1) 借用校地の計画的な購入

毎年度、地主の意向及び市の財政状況を踏まえながら借用校地を購入し、段階的に借用校地を減らしていきます。

学校用地における個人有地面積の推移(那覇市の教育より作成)



## 4 学校給食施設の整備及び小規模給食センター化の推進

### 課題

#### (1) 経年劣化した学校給食施設の整備

- ① 本市の学校給食は、学校内で自校分を調理する単独調理場(13校)と、2校から8校分程度を調理する学校給食センター(12センター)で担当していますが、調理場の多くは老朽化が進んでいるため、調理場施設整備を計画的に行い、安全・安心な給食調理と提供に万全を期す必要があります。
- ② 施設の劣化以外にも、衛生管理の在り方の変化(ウェット方式→ドライ方式<sup>注1</sup>)により、調理場の改修を必要とする調理場もあります。現在は「ドライ運用<sup>注2</sup>」という形で対応していますが、衛生管理の遵守という観点から、根本的な解決を考える必要があります。

### 具体的な取組

#### (1) 学校給食施設の計画的な整備

老朽化した単独調理場を順次建て替え、自校分を含む2校または3校分の給食調理を行う、小規模学校給食センター化を進めていく方針ですが、令和2年度より、今後の那覇市の情勢も考慮した「那覇市学校給食施設整備計画」策定に取り組みます。実際の整備にあたっては、本市の財政計画等との整合性をとりながら、年次的に事業を実施します。

小規模学校給食センター整備の工事を予定している事業(令和2年5月末現在)

○令和5年度完成予定

開南学校給食センター(開南小、天妃小、城岳小に給食提供)

○令和6年度完成予定

与儀学校給食センター(与儀小、壺屋小、大道小、真和志中に給食提供)



高良学校給食センター  
(高良小学校1階部分に併設)

#### 注1 ウェット方式、ドライ方式

ウェット方式 … 厨房を清潔かつ衛生的に保つため、床面を水で流して使用する方式。

ドライ方式 … 全ての調理機器が排水管に接続され、全ての排水を床にこぼさず、厨房の床面を乾いた状態で使用する方式。ウェット方式に比べ、床面からの跳ね水による二次汚染を防ぐといった衛生管理面の向上や作業環境の改善が可能になる。

#### 注2 ドライ運用

施設の増改築等によってもドライ方式の導入ができないウェット方式の調理場において、水を床にこぼさない等ドライ方式に近づけた調理場の運用を「ドライ運用」という。

## 施策の指標

### ○ 学校施設の耐震化に向けた改築・耐震改修

新耐震基準に適合する校舎などの割合

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
93.2%	99%	100%

### ○ 学校給食施設の整備及び小規模給食センター化の推進

小規模学校給食センターの数

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
9施設	9施設	11施設

## 政 策 生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させるまちづくり

### 施策4 どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる

#### 現 状

近年の情報化や少子高齢化の進展など、社会の変化に伴い、人々の価値観やライフスタイルも大きく変化し、市民が抱える課題や学習ニーズも多様化しております。

こうした背景をふまえ、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず学習機会の充実が求められており、生涯学習に期待される役割はますます大きくなっています。

また、急激な社会情勢の変化は地域社会におけるつながりや支え合いの希薄化を生み、家庭の教育力の低下や地域、世代間の交流の減少などが懸念されています。

公民館をはじめとする社会教育施設においては、多様化する市民の学習ニーズに応えるため、多種多様な事業を展開するとともに、どこでも誰でも学べる場を提供するため、公園や学校など、施設以外の場所での講座やイベントの開催、インターネットを活用した情報発信やオンライン講座の実施等に取り組んでいます。

市民一人ひとりが必要な時に学ぶことができるよう、学習機会の充実を図るとともに、地域課題についての学習機会の提供や学習の成果を生かせる仕組みをととして市民の学びを支援していく必要があります。



小祿南公民館 小祿地区市民大運動会



若狭公民館 防災キャンプ



中央公民館 地域連携事業(水泳教室)



中央公民館 読み聞かせ養成講座(初級編)

## 1 生涯学習の活動拠点の整備・充実

### 課 題

#### (1) 生涯学習活動拠点の整備・充実

平成 25 年 7 月に策定した「那覇市人材育成施設(社会教育施設等)整備基本構想」(平成 25 年度～令和 4 年度)では、全市的学習圏<sup>注1</sup>には「生涯学習センター」、中核的学習圏<sup>注1</sup>には「公立公民館・図書館」、基礎的学習圏<sup>注1</sup>には「地域学校連携施設<sup>注2</sup>」の施設整備が求められています。

また、老朽化が懸念される社会教育施設の適切な維持管理点検と計画的な改修や更新が必要とされています。

### 具体的な取組

#### (1) 生涯学習活動拠点の整備・充実

- ① 令和 2 年度に真和志南地区に「人材育成支援センターまーいまーい Naha」を整備しました。同施設は人材育成機能に加え、コミュニティ機能及びライブラリー機能を有していることから同地区の生涯学習活動拠点として位置付けられています。今後は、生涯学習センター(仮称)や公民館・図書館や地域学校連携施設等の整備について、市の財政状況や他施設の整備との整合性を勘案しながら検討していきます。



人材育成支援センターまーいまーい Naha

#### <sup>注1</sup> 全市的学習圏、中核的学習圏、基礎的学習圏

「学習圏」とは、市民の学習ニーズや学習課題等に対応していく学習活動の地域領域を示す単位。

全市的学習圏(広域的専門学習圏) … 市全体の課題を含んだ、より専門的な学習活動を行う。

中核的学習圏(ブロック学習圏) … 地域ブロックを単位として多種多様な学習活動を行う。

基礎的学習圏(コミュニティ学習圏) … 概ね小学校区を単位として多種多様な学習活動、地域活動等を行う。

#### <sup>注2</sup> 地域学校連携施設

生涯学習の振興と地域コミュニティづくり及び本市が実施する各事業に係る地域の活動拠点としての活用など、学校と地域との連携・交流の充実を図ることを目的に整備しており、令和 2 年 9 月現在、小学校 25 校、中学校 4 校に設置している。

- ② 現在活用されている社会教育施設の安全点検を定期的を実施し、利用者の安全性確保のための修繕を速やかに行います。また、那覇市社会教育施設長寿命化計画に基づき、予防保全の観点から改修等を計画的に行うことにより良好な施設環境の維持・向上や安全性の確保を図るとともに、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び各年度における予算の平準化に取り組みます。

## 2 生涯学習関連事業の充実



### (1) 市民の学習ニーズや地域課題に応える学習プログラムの充実

本市では、社会教育施設を中心に生活の課題(家庭・地域・職業・余暇)に関する様々な学習プログラムを提供してきました。今後は、多様化する市民の学習ニーズや地域課題に応えるための学習プログラムを充実させるとともに、施設以外での講座開設やインターネットを活用した取り組みが必要となります。

### (2) 学習情報の提供・相談の充実

学習情報の提供と相談の充実を図るためには、市民が必要とする情報を適切に提供するとともに、学習ニーズ及び地域課題の解決につながる相談体制の機能充実が必要となります。

### (3) 生涯学習推進のための人材育成及びNPO、大学、企業等との連携強化

市民の学習活動に対する支援を充実させるには、NPO、大学、企業など様々な団体との連携が必要です。これらの団体との連携を強化するにあたり、職員には生涯学習に関する知識・技能に加え、コーディネート能力を高めることが求められています。

### (4) 家庭教育力の向上

生涯学習の原点としての家庭教育は、子どもの人格を形成するうえで重要な役割を果たしています。社会全体で家庭教育を支援し、家庭教育力の向上をより一層推進していく必要があります。

### (5) 社会・経済の変化に対応するための人材育成

本市の将来を担う人材育成を図るため、沖縄県及び本市のリーディング産業である観光産業等の多様な分野で活躍できる人材の育成が求められています。

## 具体的な取組

### (1) 市民の学習ニーズや地域課題に応える学習プログラムの充実

- ① インターネットを活用した情報収集や講座に関するアンケートを実施することで、市民の学習ニーズや地域課題を把握し、学習プログラムに反映させます。
- ② ウェブ会議システムや動画配信サービス等を活用することにより、社会教育施設だけでなく、どこでも誰でも学習プログラムを受けることができる機会を提供します。

### (2) 学習情報の提供・相談の充実

- ① 講座等の情報を広く発信し提供するため、新聞やチラシといった紙媒体での情報提供に加え、既存的那覇市生涯学習情報提供システムや SNS の積極的な活用により、多くの市民に生涯学習に関する情報を伝えます。また、幅広い市民ニーズの把握に努め、相談機能の充実を図ります。
- ② 図書館においては、図書館相互及び関係機関とのネットワークを活用して、利用者の学習・調査・研究を支援するために行う資料の検索・提供等（レファレンスサービス<sup>注1</sup>）の充実を図ります。また、電子書籍やサピエ図書館<sup>注2</sup>の活用等、障がいを持つ方へのサービスの充実や電子図書館の導入検討に向けて取り組みます。



生涯学習メニューブック

### (3) 人材育成の充実

- ① 公民館職員や人材育成支援センター職員を対象とした新任・現任職員研修や図書館職員等専門研修（レファレンスサービスの対応能力向上等）を実施します。
- ② 社会教育主事講習の受講や各種研修への参加を奨励し、職員の資質向上に努めます。

---

#### <sup>注1</sup>レファレンスサービス

図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館職員がその目的に沿った必要な資料を検索・提供等を行う。

#### <sup>注2</sup>サピエ図書館

サピエ図書館は、見えない・見えにくい方（視覚障害者等）、読書が困難な方を対象にしたインターネット図書館。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する視覚障害者情報総合ネットワークで、インターネットにより、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供している。

#### (4) NPO、大学、企業等との連携強化

- ① 公民館の管理運営に民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上を図るため、平成27年度から、繁多川公民館及び若狭公民館に指定管理者制度<sup>注1</sup>を導入しています。また、繁多川図書館業務の一部について、平成17年4月からNPO法人等に委託しています。人材育成支援センターについては今後、指定管理者制度の導入について検討していきます。
- ② 地域生活の課題の解決に向けて、先駆性・柔軟性を有するNPO、専門知識・技術を有する大学等の高等教育機関、社会貢献活動を行う企業、本市の協働大使の方々とのネットワークづくりに努めます。
- ③ 地域の教育力の充実や青少年の健全育成を図るため、社会教育関係団体との連携及び継続的な活動の支援を行います。

#### (5) 家庭教育力の向上

- ① 赤ちゃんから思春期に至るまで人間の発達段階における特性を学び、子育て中の悩みを共有する機会を提供するなど、子育てに対する不安を軽減する事業を展開します。
- ② 公民館主催による「乳幼児学級」や「家庭教育学級」など家庭教育力の向上を図るプログラムに加え、「親子ふれあい教室」などより良い親子関係の形成を目指す事業を実施します。また、「親のまなびあいプログラム」等、国や県が推奨する学習プログラムを活用して、より良い家庭環境づくりと家庭の教育力を高めるための取り組みを推進します。

#### (6) 人材育成のための各種講座の開設

観光産業等の分野で活躍できる人材育成や、市民の学習・交流活動を支援する施設として設置した「人材育成支援センターまーいまい Naha」では、多様な人材育成を図るため、「語学習得関連講座」、「異文化理解のための交流講座」、「独自文化継承・発信関連講座」に類型化される講座を開設します。

---

<sup>注1</sup> 指定管理者制度

多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の運営・管理を、民間事業者を含む幅広い団体に委ね、公の施設の設置目的を損なうことなく、住民サービスの向上を図る制度。

### 3 地域コミュニティの活動の充実

#### 課 題

#### (1) 学んだ成果を地域等に還元していくための支援

本市では、社会教育施設を中心に地域課題や生活課題の解消等に向けた学習プログラムを提供しています。施設等で学んだ市民が「学びの循環」の視点に立ち、その成果を地域等に還元し、様々な活動につなげていくための支援を行う必要があります。

#### 具体的な取組

#### (1) 学んだ成果を地域等に還元するための支援

- ① 学級・講座の参加者に対して、サークル活動への移行を促し、継続して学ぶことの大切さを伝えるとともに、利用団体(サークル)が学んだことを地域活動等へつなげるための支援を行っていきます。
- ② 図書館においては、市民の読書活動を推進するために、地域の特性を生かした読書会、子ども向けのおはなし会を実施するとともに、読み聞かせボランティア養成講座等の事業を展開します。

### 4 地域との連携による青少年の健全育成

#### 課 題

#### (1) 子ども・若者の健やかな成長のための支援

子ども・若者が、安心して健やかに成長し、豊かな人間性や社会性を身に付けるため、様々な体験・交流や学習の機会を得るとともに、地域や社会に関わっていけるよう支援する必要があります。また、子ども・若者が自己を確立し、地域活動や社会に参加・参画し、自立していく力を獲得していくために、活動の場や機会を創ることが求められています。

#### (2) 地域の青少年育成における多様な担い手の育成や活動支援

青少年団体や子ども・若者自身が地域活動の企画・運営に参画する経験は、子ども・若者の地域活動への関心を高めるとともに、地域活動の活性化につながります。このような状況を推進していくには、青少年団体や指導者・リーダー育成の支援が必要とされています。

## 具体的な取組

### (1) 成長に応じた豊かな体験や学習機会の提供と社会参加の推進

- ① たくましい子ども・若者を育むため、成長に応じた豊かな体験や学習ができるよう、野外活動・集団宿泊生活の体験や環境教育等、多様な学習機会の提供を図ります。
- ② 子ども・若者が自ら考え、社会に参加・参画できるよう、自主性や創造性、社会性の育成を図り、青少年の社会的自立を支援していきます。また、子ども・若者の意見や思いが反映されるよう支援します。
- ③ 青少年の交流や居場所づくりの推進を図るため、仲間とのコミュニケーション・レクリエーション等を通して、気軽に交流のできる場を提供し、青少年が安心して活動できる環境を確保します。



「森の家みんな」での自然体験研修



新成人による地域開催成人式の報告  
(成人式アワード)

### (2) 青少年団体等との連携の推進

青少年団体の機能の強化及び活動の充実を図ることで、子ども・若者の地域活動への主体的な参加・参画の促進や、指導者・リーダーの育成につながることから、子ども・若者の育成・支援に関わる団体等との連携を推進します。

### (3) 「な一ふあぬわらび・わかむん計画」の改訂

那覇市の子ども・若者に係る施策についての基本的な方向性を示す、な一ふあぬわらび・わかむん計画(「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく)を改訂し、未来を担う子ども・若者の健やかな成長と自立への支援を推進します。

## 施策の指標

### ○ 生涯学習関連事業の充実

公民館における地域連携・世代間交流事業実施の満足度

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
98.0%	98.0%	98.0%

図書館来館者数

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
398,773人	478,300人	482,800人

レファレンス(調査相談)の件数

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
1,012件	1,700件	1,820件

## 政 策 生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させるまちづくり

### 施策5 どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる

#### 現 状

スポーツ・レクリエーション活動は、人々の健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために欠かせないものです。また、高齢者の生きがいづくり、障がいのある人の自立や社会参加にもつながるほか、子どもたちの基礎的な体力や運動能力の向上、心身の健全な発達・成長を促す観点からも重要です。

平成 30 年度に那覇市民を対象に実施したアンケート調査によると、成人の 8 割以上が運動不足を感じるとの回答があります。また、本市におけるスポーツ実施率(過去 1 年間にスポーツを週 1 回以上実施した割合)は、40.9%で、沖縄県におけるスポーツ実施率 37.0%(平成 29 年度県民の体力・スポーツに関する意識調査)を超えていますが、全国におけるスポーツ実施率 51.5%(平成 29 年度スポーツの実施状況等に関する世論調査)には及ばない結果となっています。

一方で、市民のライフスタイルや価値観の多様化、健康志向の向上に加え、加速度的に進展する少子高齢化や高度情報化などの社会環境の変化に伴い、市民のスポーツ・レクリエーションへの関心やニーズも多様化しています。

本市では、「第 5 次那覇市総合計画」及び「那覇市スポーツ推進計画」において、市民一人ひとりが、それぞれのライフスタイルに合わせ、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現を目指すことを施策に掲げています。

市民がそれぞれのライフステージに合わせて、気軽にスポーツ・レクリエーションに参加・実践できるよう、各種事業や大会を開催し、市民の健康づくり、体力向上の推進を図るとともに、指導者の育成・確保、スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実に取り組んでいます。

また、市内の体育施設において、プロスポーツキャンプ・プロ野球公式戦等のスポーツイベントが開催され、市民がレベルの高いスポーツ競技を観ることが出来る機会を提供しています。



スポーツフェスティバル



那覇市営奥武山野球場

## 1 身近でスポーツ・レクリエーションができる環境の整備、充実

### 課 題

#### (1) スポーツ・レクリエーション環境の整備

市民が、スポーツ・レクリエーション活動に親しむには、身近な場所に施設・設備があり気軽に利用できる環境を整備することが必要です。

### 具体的な取組

#### (1) 快適なスポーツ環境の整備・充実

- ① 那覇市民体育館、那覇市民首里石嶺プール、漫湖公園市民庭球場及び那覇市営奥武山体育施設等の既存施設の改修・改善を計画的に行い、市民の快適な利用に寄与します。また、プロスポーツや各種スポーツ競技大会等を誘致できるように、各施設の機能強化を図ります。
- ② スポーツ施設の整備、充実にあたっては、ユニバーサルデザイン<sup>注1</sup>の考え方にに基づき、高齢者や障がいのある人、すべての人がスポーツ・レクリエーションに取り組みやすい施設となるよう配慮します。



那覇市民体育館



那覇市民首里石嶺プール

<sup>注1</sup> ユニバーサルデザイン

世代や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザインのこと。

## 2 市民のライフステージに合わせたスポーツ・レクリエーションの機会確保

### 課 題

#### (1) 健康でスポーツ・レクリエーション活動を楽しむためのきっかけづくり

人生を楽しく健康で生き生きとしたものにするため、スポーツ・レクリエーションに対する市民の意識改革やきっかけづくりが必要です。

#### (2) 市民の運動不足の解消

働き盛りや子育てで忙しい世代を中心に、スポーツ・レクリエーションから遠ざかる傾向にあり、運動不足等による体力の低下、生活習慣病の増加がみられます。市民の健康増進のために、スポーツ・レクリエーションに参加する機会を提供する取り組みが必要です。

#### (3) 児童生徒のスポーツ・レクリエーション活動の推進

運動やスポーツに積極的に取り組む児童生徒が多数である一方で、そうではない児童生徒も一定数存在しています。より多くの児童生徒がスポーツに親しむための取り組みが必要です。

#### (4) 高齢者や障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の推進

障がいのある人が日常的に参加できるスポーツ・レクリエーションの機会は十分であるとは言えません。高齢者や障がいのある人、すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう支援を行う必要があります。

### 具体的な取組

#### (1) スポーツ・レクリエーション活動をとoshした健康・生きがいつくりの機会提供

市民一人ひとりの健康意識を高め、日常的な運動の習慣を身に付けるきっかけづくりとして、また、それぞれのライフスタイルに合わせ、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができるよう、健康ウォーキング大会や各種スポーツ教室・大会を開催します。



ひやみかちなはウォーク

## (2) 市民のスポーツ・レクリエーション活動の機会提供

- ① 市民の健康や体力、スポーツ・レクリエーションについての関心と意識を高めるため、「スポーツフェスティバル in なは」をさらに充実させ、参加者の増加を図ります。
- ② 地域でのスポーツ活動を推進するため、また、コミュニティづくりの一助として地域スポーツ教室を開催し、参加者の増加を図ります。

## (3) 児童生徒の体力・運動能力の向上

- ① 学校をはじめ、地域の指導者や関係部署、那覇市スポーツ少年団<sup>注1</sup>など関係団体と連携をとり、ドッジボール大会等の各種スポーツ大会の取り組みを通して児童生徒のスポーツ・レクリエーション活動を支援します。
- ② 市内のこども園、小中学校、地域スポーツクラブなどを対象に、技術及び指導力に優れた「スポーツ専門指導員」を派遣し、高いレベルのスポーツを体験できる機会を提供し、個々の技術の向上、目的意識の高揚を図ります。
- ③ 那覇市スポーツ少年団の育成・支援を行うことにより、児童生徒の健全な育成を図ります。また、適切な休養日・活動時間の設定等、発達段階に応じたスポーツ活動の適正化のため、「那覇市運動部活動等の在り方に関する方針<sup>注2</sup>」の周知に努めます。  
また、市・県を代表して県外スポーツ大会に派遣される児童生徒に対して、派遣費用の一部を補助することにより、スポーツ競技力の向上と人材の育成を図ります。

## (4) 高齢者や障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の機会提供

那覇市体育協会や沖縄県障がい者スポーツ協会等の関係団体と連携し、高齢者や障がいのある人、すべての市民を対象としたスポーツ・レクリエーション教室等を実施します。

---

<sup>注1</sup> スポーツ少年団

スポーツを振興し、スポーツによる青少年の健全育成を目的とする社会教育団体のこと。

<sup>注2</sup> 那覇市運動部活動等の在り方に関する方針

生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、中学校段階の運動部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、令和元年6月に策定した。本方針で、適切な休養日や活動時間を設定している。

なお、小学校段階のスポーツ活動についても本方針に準じて取り組むこととしている。

### 3 人材育成と指導者の確保

#### 課題

#### (1) スポーツ・レクリエーション指導者の育成・確保

市民のスポーツ・レクリエーション活動を推進する人材として、スポーツ推進委員<sup>注1</sup>の育成・確保に取り組んできましたが、近年、特に、若年層において担い手が不足しています。

また、スポーツ競技団体やスポーツ少年団等においては、スポーツ指導に関する専門的な知識を有する指導者が不足しています。

#### 具体的な取組

#### (1) スポーツ推進委員の育成・活動支援

- ① スポーツ活動を推進する人材として、スポーツ推進委員の確保に努めるとともに、各種研修会、講習会、研究大会を通じて、資質の向上を図ります。
- ② スポーツ推進委員の活動内容について広く市民に周知し、市民のスポーツ・レクリエーション活動でのスポーツ推進委員の活用を呼びかけます。市民主催のスポーツ・レクリエーション活動の支援を行うことで、スポーツ推進委員の活動の活性化・充実を図ります。

#### (2) スポーツ・レクリエーション指導者の育成・活動支援

那覇市体育協会や沖縄県障がい者スポーツ協会等の関係団体と連携して、専門的知識と高い技術を有する指導者の育成・確保に努め、市内小中学校、関係団体、市主催のスポーツイベント等において積極的に活用を図ります。

また、競技スポーツの競技力向上を図るため、那覇市体育協会等の関係団体と連携し、スポーツ競技団体やスポーツ少年団等の指導者の育成、活動支援に取り組みます。

---

<sup>注1</sup> スポーツ推進委員

「スポーツ基本法」に基づき、地域におけるスポーツの推進のため、市町村教育委員会から委嘱された非常勤職員のこと。事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツ・レクリエーションの実技指導や助言、地域スポーツ教室の企画・運営等を行う。

## 4 地域社会、学校、企業、スポーツ団体などとの連携推進

### 課 題

#### (1) 地域社会、学校、企業、スポーツ団体等との連携

スポーツ・レクリエーション活動を推進していくためには、行政、地域、学校、企業、スポーツ団体等それぞれが果たすべき役割のもと、連携、協力することが必要です。

### 具体的な取組

#### (1) 地域社会、学校、企業、スポーツ団体等との連携推進

地域、学校、企業、スポーツ団体等との連携・協働により、スポーツ・レクリエーション事業の効果的な展開を図ります。

### 施策の指標

#### ○ 身近でスポーツ・レクリエーションができる環境の整備、充実

社会体育施設の利用者数

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
833,005人	840,000人	850,000人

#### ○ 市民のライフステージに合わせたスポーツ・レクリエーションの機会確保

那覇市主催のスポーツ・レクリエーション大会等への参加者数

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
5,568人	7,400人	7,600人

## 政 策 生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させるまちづくり

### 施策6 学校が学びや育ちの拠点となるまちをつくる

#### 現 状

近年、地域社会のつながりや支え合いの希薄化が進み、家庭教育の困難さも増している中で、子どもたちの教育の在り方として、学校と地域が相互に連携・協働していく必要性が求められています。

本市では、これからの社会の主体となる子どもたちが安心して活動できる居場所づくりとして、学校施設等を活用した多様な学習機会の場が設けられています。社会参画への意識向上や地域とのつながり・絆を深める取り組みとして、子どもたちが主体となった「やる気・元気旗頭フェスタ in なは」、「子どもフェスタ in なは」等が開催されています。

また、学校を地域資源と捉え、学校体育施設や地域学校連携施設など学校施設の開放に努めています。市民にとって身近なスポーツ・レクリエーション施設である学校体育施設や、生涯学習の推進と地域のコミュニティづくり、地域と学校との連携・交流の充実を図ることを目的とした地域学校連携施設は、地域のサークル活動や子ども会活動、研修会など様々な団体に活用されています。



地域学校連携施設



放課後子ども教室



やる気・元気旗頭フェスタ in なは



子どもフェスタ in なは

## 1 学校を拠点としたコミュニティの充実

### 課 題

#### (1) 地域コミュニティの拠点づくりに向けた学校施設開放の管理運営体制の再構築

本市では地域コミュニティの拠点として、身近な公共施設である学校施設の開放を推進していますが、開放施設の管理運営についても利用団体が主体的に関われるよう工夫していく必要があります。

### 具体的な取組

#### (1) 地域コミュニティの拠点づくりに向けた学校施設開放の管理運営体制の構築

- ① 地域における生涯学習の推進とコミュニティ活動の拠点としての利用を促すため、小中学校の地域学校連携施設を地域住民等に広く開放します。
- ② 学校施設開放の管理運営について、利用団体が主体的に関われるような体制を構築していきます。

## 2 学校施設を活用した地域との連携による青少年の健全育成

### 課 題

#### (1) 子ども・若者の健やかな成長のための支援

これからの社会の主体となる子どもたちが、安心して活動できる居場所づくりとして、学校施設を活用した多様な体験・交流・学習の機会を設けるとともに、地域の協力と人材活用を図り、子ども・若者の育成・支援に関わる団体や各関係機関との連携を推進する必要があります。

#### (2) 学校・家庭・地域及び関係機関が連携した取り組みの強化

子ども・若者を取り巻く様々な課題を解決するには、学校・家庭・地域や関係機関・NPOなどと連携を図り、個別的・継続的な支援体制を確立していくことが必要です。

## 具体的な取組

### (1) 安全・安心な居場所づくりと環境整備

- ① 子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、放課後や週末等に、学校施設等を活用して、学習支援やスポーツ、文化、交流活動等の多様な活動の機会を提供する放課後子ども教室を開催します。また、放課後児童クラブと連携を図り、「第2期那覇市放課後子ども総合プラン」を推進します。
- ② 「放課後子ども教室」、「やる気・元気旗頭フェスタ in なは」、「子どもフェスタ in なは」等の開催を通して、子どもたちが安心して活動できる環境や学び・体験・交流の機会を提供し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

### (2) 子ども・若者を支援するネットワークの充実

地域ぐるみで子ども・若者の育成を推進するため、健全育成活動の充実、学校・家庭・地域の連携や学校教育における地域の人材活用などを図り、地域住民や関係機関等の参画を促進することで、子ども・若者を支援するネットワークの充実に努めます。

### (3) 地域及び学校との連携の推進

地域と学校が連携・協働して学校の活動を支援するため、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」を学校に配置し、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みづくりに取り組みます。

## 3 学校施設を活用した生涯学習関連事業の充実

## 課題

### (1) 学校施設を活用した生涯学習関連事業の充実

地域住民の身近な学習の場として整備されている地域学校連携施設等の学校施設を活用した生涯学習関連事業を充実させ、地域教育力、家庭教育力の向上を図ることが求められています。

## 具体的な取組

### (1) 学校施設を活用した生涯学習関連事業の充実

日頃、学校施設を活用して活動しているPTAや学校区まちづくり協議会等と連携した生涯学習関連事業や公民館の出前講座等を、学校施設を活用して実施し、地域住民に学習機会を提供することで、地域教育力、家庭教育力の向上を図ります。

## 4 身近でスポーツ・レクリエーションができる環境の整備、充実

### 課題

#### (1) スポーツ・レクリエーション環境の整備

市民が、スポーツ・レクリエーション活動に親しむには、身近な場所に施設・設備があり気軽に利用できる環境を整備することが必要です。

### 具体的な取組

#### (1) 学校体育施設開放事業の充実

市民にとって身近なスポーツ・レクリエーション施設である学校体育施設(体育館・武道場・夜間照明中学校運動場)については、今後も地域住民や各種スポーツサークル等に開放するとともに、利用団体が気軽に利用できる環境を整備・充実します。

## 5 市民のライフステージに合わせたスポーツ・レクリエーションの機会確保

### 課題

#### (1) スポーツ・レクリエーション活動の機会確保

市民が身近な場所で、それぞれの興味・目的に応じて活動できるスポーツ・レクリエーションの機会を確保する必要があります。

### 具体的な取組

#### (1) スポーツ・レクリエーション活動の機会提供

- ① 学校体育施設を活用して、地域スポーツ・レクリエーション教室を開催します。また、地域住民それぞれの興味・目的に応じたスポーツ・レクリエーション活動の機会を提供するため、スポーツ推進委員やスポーツ専門指導員の派遣事業を行います。
- ② 地域住民がそれぞれの興味・目的に応じて、行政や学校等と連携しながら自主運営できる総合型地域スポーツクラブ<sup>注1</sup>の創設を支援します。

<sup>注1</sup> 総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、地域住民等が自主的・主体的に運営し、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるスポーツクラブのこと。

## 施策の指標

### ○ 学校を拠点としたコミュニティの充実

地域学校連携施設延べ利用回数

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
9,857回	9,900回	10,000回

### ○ 学校施設を活用した地域との連携による青少年の健全育成

学校施設を活用した放課後子ども教室を実施している小学校数

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
33校	35校	36校

### ○ 身近でスポーツ・レクリエーションができる環境の整備、充実

学校体育施設(小中学校体育館、中学校武道場)の利用率

基準値 令和元年度	目標 令和4年度	目標 令和7年度
92.1%	95.0%	95.0%

※ 利用率＝学校体育施設の利用可能日数に占める利用された日数の割合

## 施策7

### 「文化が保存され継承されるまちをつくる」

文化財の保護に関する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第14号において教育委員会の職務権限と定めておりますが、本市では市長部局の市民文化部文化財課で補助執行しています。本計画では「那覇市文化芸術基本計画」(令和2年9月)における文化財の保護に関する取組を参照し、以下のとおり掲載しています。なお、進捗管理及び評価の手法については同計画によるものとします。

～ 以下、那覇市文化芸術基本計画を参照 ～

#### 現 状

市内には「首里城跡」等の世界遺産以外にも、国宝「琉球国王尚家関係資料」、国指定史跡「銘苅墓跡群」、国指定無形文化財「琉球古典音楽」「組踊音楽歌三線」「紅型」「首里の織物」、その他国指定無形文化財(選択)「壺屋の荒焼」等の文化財が多様に存在します。

国県市指定文化財以外にも、首里地域を中心に多くの未指定の文化資源が現存し、加えて、地域に伝わる綱引き等の民俗文化資源も数多く存在します。

本市の指定文化財一覧(令和2年5月末現在)

	有形文化財(89件)											無形文化財(15件)			民俗文化財(16件)			記念物(53件)			選 定 保 存 技 術	登 録 有 形 文 化 財	国 県 市 別 計			
	建造物(14件)						美術工芸品(75件)					芸 能	工 芸 技 術	空 手 ・ 古 武 術	選 択	有 形	無 形	選 択	史 跡	名 勝 ( 特 別 名 勝 含 む)				天 然 記 念 物		
	建 造 物 ( 国 宝)	寺 院 建 築	城 郭 建 築	橋 梁	住 宅	そ の 他	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡	典 籍														古 文 書	歴 史 資 料 ( 国 宝 含 む)
国	1			2	1	3			2		2	2	5	5	2		1			2	6	5	2		6	47
県		1	1	3		1	7	7	36	4	2	3	2	2	3	1				1	7	1	1			83
市						1			1						1			3	10		28	2	1			49
計	1	1	1	5	1	5	7	7	39	4	4	7	7	7	6	1	1	3	10	3	41	8	4	0	6	179

# 1 文化財の保全

## 課題

### (1) 多様な文化遺産の継承と保存・活用

今日まで脈々と受け継がれている琉球王国文化をはじめとする文化遺産は、幾多の時代変遷の中で消滅の危機がありました。先の沖縄戦で失った多くの貴重な文化財は、戦後、修復・復元され、文化財指定や世界遺産の登録を受け、観光や地域活性化等に大きく寄与してきました。

いまに伝わる多様な文化遺産を那覇市の「財産」として次世代に継承するため、地域の文化財やその周辺環境も含め総合的に保存・活用していく必要があります。

## 具体的な取組

### (1) 継承されてきた有形・無形の文化遺産の保存と後世への継承

市内には指定文化財が179件存在し、指定文化財以外にも首里地域をはじめ、旧那覇、真和志地域、小禄地域には、多くの文化資源が確認されています。文化遺産の保存と後世への継承については、地域の文化財をその周辺環境も含め適切に保存・活用し、人々の交流や住民の地域に対する誇りの向上に努めます。

また、「識名園」や「伊江御殿別邸庭園」などの国指定文化財については保存活用計画の策定を進めていきます。首里城跡等の指定文化財の活用については、「保全活用計画」や識名園の取組を踏まえ、地域やまちづくり市民活動団体などの地域との関係性を重視した活用のあり方について検討を進めます。

### (2) 埋蔵文化財発掘調査で出土した遺物の保管・管理・活用

開発工事等に係る埋蔵文化財の発掘調査等で出土した遺物を収蔵施設において適切に保管・管理するとともに、遺物の調査・研究を行い、その成果をより多くの市民に公開し活用できるよう努めます。

### (3) 地域の文化資源の保存・継承・活用

市民が地域固有の文化を学び、理解することは、地域に対する誇りや愛着を深め、ひいてはアイデンティティの醸成につながります。市民が主体的に、身近な地域の文化資源の保存・継承・活用に取り組める機会の創出に努めます。